

総合評価方式 技術資料作成に係る Q & A

さいたま市の総合評価方式に係る技術資料作成について、特に注意したいポイントを紹介します。

Q 1. 「さいたま市発注工事」と「本市発注工事」は同じ意味？

A 1. 対象の範囲が異なりますのでご注意ください。

①さいたま市発注工事

⇒ **さいたま市市長部局** 又は **水道局発注** の工事
(さいたま市の組合土地区画整理事業で施工された工事は対象外)

②本市発注工事

⇒ ① **さいたま市発注工事** に加えて、**さいたま市の組合土地区画整理事業で施工された工事** 等も対象となります。

②本市発注工事

①さいたま市発注工事

- ・さいたま市市長部局発注工事
- ・さいたま市水道局発注工事

- ・さいたま市の土地区画整理事業で施工された工事
- ・さいたま市の設置した公共施設の改修工事等で、当該発注工事の特記仕様書と同基準で施工された工事

「本市発注工事」の
対象工事の方が広範囲
になっているよ！



Q 2. 「施工計画の適切性」の注意点は？（簡易型）

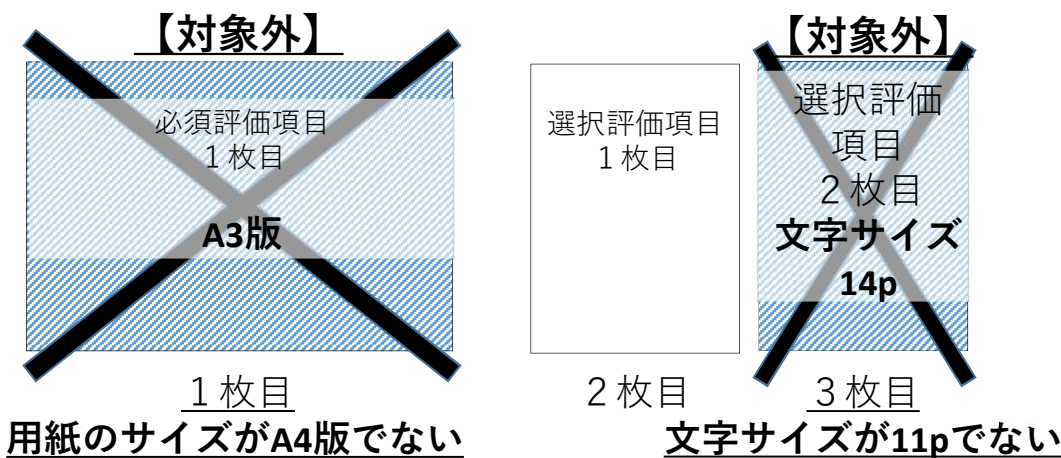
A 2. 「施工計画の適切性」とは「**必須評価項目**」（課題への適格性）と「**選択評価項目**」（工程管理、品質管理、安全管理、施工上配慮すべき事項の適切性）の**両方**を指します。これらすべてを合計してA 4版3枚以内（参考資料や写真を含む）が評価の対象となり、**超過分は評価の対象外**となります。**文字サイズは11p**（写真や参考資料内の文字サイズは11pに限りません。）とします。

< 評価対象外の例 1 > 必須評価項目と選択評価項目の**合計枚数**が3枚を超えている。



枚数やサイズに制限があるので簡潔に！

< 評価対象外の例 2 > ・ A 4 版以外のサイズを使用している。
・ 本文文字サイズが11pでない。



※詳細は「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン（令和3年4月）」
4 技術資料の提出（4）書類作成の注意② をご確認ください。

総合評価方式については、さいたま市ホームページでご確認いただけます。



さいたま市 総合評価方式



さいたま市財政局
契約管理部契約課
令和3年8月